

群広保第5号
令和5年4月20日

群馬県医師会
会長 須藤 英仁 様

群馬県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 清水 聖 義
(公印省略)

生活習慣病等重症化予防事業の実施について (依頼)

日頃から、後期高齢者医療広域連合業務にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、近年一人当たりの医療費が年々増加している状況にあり、その要因として糖尿病等の生活習慣病が大きく関わっていることが考えられます。当広域連合では、生活習慣病の重症化を防ぎ医療費の上昇を抑えていくと共に、被保険者の皆様が生活の質を保ち健康に過ごしていけるようにすることが重要であると考えております。つきましては、対象となる被保険者に対し受診勧奨を実施いたしますので、貴医師会のご理解とご協力を賜りますとともに、貴医師会所属の先生方へ周知くださいますようお願い申し上げます。

群馬県後期高齢者医療広域連合
総務課 松本、須永、金田、大山
電話：027-256-7113
FAX：027-255-1312
MAIL：info@gunma-kouiki.jp



生活習慣病等重症化予防事業

1. 事業目的

後期高齢者医療においては年々、一人あたりの医療費が著しく増加しており、その要因としては、生活習慣病が大きく関わっていることが考えられる。そこで、後期高齢者医療の被保険者で健康診査受診者のうち、下記2に定める対象者に対して医療機関への受診を勧奨することにより、糖尿病等の生活習慣病の罹患及び重症化への予防の意識づけを促し、被保険者の健康及び生活の質を保ち、医療費の上昇を抑制することを目的とする。

2. 対象者

被保険者のうち、後期高齢者健診（令和4年10月健診～令和5年9月健診）を受診し、健診結果が基準値（別紙参照）を上回る、または下回る項目が1つ以上ある医療機関未受診者。

（健診後、健診月を含む4か月間に医療機関の受診がない者に発送）

3. 通知発送予定

令和5年4月～令和6年3月（健診月に応じ毎月1回、通年）

4. 発送通知

- ・通知文 (別紙①)
- ・検査結果表の見方 (別紙②)
- ・検査結果表 (別紙③)

5. 通知発送予定者

推計 ひと月あたり県内200人程度

【広域連合からの受診勧奨通知発送者の選定基準】

※1、2に当てはまる人に、ひと月ごとに対象者を抽出して発送する。

1、健診データから

※受診勧奨判定値の基準を基本とし、腎機能に関しては幅広く取り込むよう
応用した基準としている

- 1) 血糖（空腹時血糖）126mg/dl以上、HbA1C 6.5%以上。
- 2) 血圧（収縮期血圧）140mmHg以上、（拡張期血圧）90mmHg以上。
- 3) 脂質（LDLコレステロール）140mg/dl以上、（中性脂肪）300mg/dl以上
- 4) 肝機能（GOT<AST>）51U/L以上、（GPT<ALT>）51U/L以上、
（ γ -GTP）101U/L以上
- 5) 貧血（血色素）男性12.1g/dl未満、女性11.1g/dl未満
- 6) 腎機能（尿蛋白）+以上、（eGFR）60未満

2、レセプトデータから

健診月を含む4か月間に入院・外来の受診歴がない人